

平成27年11月6日 開会
平成27年11月6日 閉会

第52回（平成27年）

坂井地区広域連合議会

定 例 会 会 議 録

目 次

平成 27 年第 5 2 回坂井地区広域連合議会定例会

◎第 1 日目（平成 27 年 1 月 6 日）

○	開会の宣告	4
○	広域連合長招集挨拶	4
○	開議の宣告	5
○	諸般の報告	5
○	会議録署名議員の指名	6
○	会期の決定	6
○	議案第 17 号から議案第 20 号の一括上程、提案理由の説明	6
○	一般質問（15 番 畑野麻美子議員）	10
○	議案第 17 号から議案第 20 号の質疑、討論、採決	17
○	議員派遣の件	19
○	閉議の宣告	19
○	広域連合長閉会挨拶	19
○	閉会の宣告	20
○	署名議員	21

平成27年第52回坂井地区広域連合議会定例会会議録

坂井地区広域連合告示第15号

地方自治法第101条の規定により、第52回坂井地区広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年10月30日

坂井地区広域連合長 橋本 達也

記

- 1 期 日 平成27年11月6日
2 場 所 坂井地区広域連合大会議室

1 議事日程（第1号）

平成27年11月6日午後3時39分開議

- 開会の宣告
- 広域連合長招集挨拶
- 開議の宣告
- 諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由の説明

日程第 4 一般質問

日程第 5 議案第17号 平成26年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第18号 平成26年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第19号 平成26年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第20号 平成27年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 9 議員派遣の件

- 閉議の宣告
- 広域連合長閉会挨拶
- 閉会の宣告

2 出席議員（18名）

1番 仁佐一三	2番 後藤寿和	3番 渡辺竜彦
4番 平野時夫	5番 南川直人	6番 吉川貞明
7番 毛利純雄	8番 佐藤寛治	9番 東野栄治
10番 吉田太一	11番 伊藤聖一	12番 川畑孝治
13番 北島登	14番 永井純一	15番 畑野麻美子
16番 卯目ひろみ	17番 田中千賀子	18番 杉田剛

3 欠席議員（0名）

なし

4 説明のため出席した者

広域連合長 橋本達也	副広域連合長 坂本憲男
事務局長 山口徹	事務局次長 萬道浩子
代表監査委員 長谷部泰司	

5 職務のため出席した者

議会事務局長補佐 長谷川浩幸	議会事務局書記 五十嵐真紀
----------------	---------------

6 議事

午後3時39分 開会

[一同起立・礼・着席]

◇開会の宣告◇

○議長（北島 登） ただいまから、第52回坂井地区広域連合議会定例会を開会いたします。

◇広域連合長招集挨拶◇

○議長（北島 登） 開会に当たり、広域連合長より招集のご挨拶がございます。
広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 本日ここに第52回坂井地区広域連合議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともにご多忙のところ、ご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

北陸新幹線金沢開業から7カ月が経過いたしました。新幹線効果により、未開通の福井にも関東方面からの観光客が増加しています。同様に、両市の観光誘客への取り組みが功を奏し、連日、あわら温泉や東尋坊など、ここ坂井地域にも多くの観光客が訪れ、にぎわっております。行楽シーズンに向け、両市による広域での観光誘客への取り組みに期待をしております。

さて、昨年の通常国会で成立した医療介護総合確保推進法に基づき、福井県においても地域医療構想が策定されようとしています。10年後の2025年を目標にして、病床数を見直し、在宅医療等を含めた地域での医療提供体制を検討するものでありますが、実現のためには、医療と細やかに連携していく地域包括ケアシステムの構築が不可欠であり、介護保険が大きな役割を担うことが求められています。

このような中、平成27年度も既に下半期に入っておりますが、当坂井地区においては、新保険料や制度改正による費用負担の見直し等についての大きな混乱もなく、第6期介護保険事業が順調にスタートしております。これも、議員各位をはじめ、関係者各位の皆様のご支援、ご協力によるものが大きいと深く感謝いたしております。

ご案内のとおり、本定例会は、平成26年度決算に関するもの3議案、補正予算に関するもの1議案の計4議案の審議をお願いするものであります。各議案の内容、提案の趣旨につきましては後ほどご説明申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして、各課の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務課所管について申し上げます。

環境係でございますが、平成27年9月末までの各事業の状況について申し上げます。

さかいクリーンセンターでの受け入れ状況は、生し尿が1,315.8キロリットル、浄化槽汚泥等が6,003キロリットル、合計7,318.8キロリットルで、前年同期と比較しますと約1.3%の減少となりました。

また、肥料の配布状況につきましては、受け入れ量の減少及び搬入物の希薄により、肥料の生産量が前年同期と比較すると8,415キログラム、約15.2%の減少となりましたが、肥料の

需要の多い時期には市民のご要望に応えられるよう、広域連合と委託会社との配分を調整して、1,455袋、2万1,825キログラムを配布いたしました。運転管理状況につきましては、設備機器などに大きな故障もなく、適切に施設の保守点検に努めております。

次に、代官山斎苑の利用状況ですが、あわら市で177件、坂井市三国町で136件、準管内で1件、管外5件の合計319件となっております。また、霊柩車の利用状況は、あわら市で163件、坂井市三国町で127件の合計290件でございます。

代官山墓地の貸し付け状況につきましては、4平方メートル区画に7件の申し込みがあり、残りの区画数は123区画となっております。

続いて、代官山斎苑・墓地の指定管理について申し上げます。9月30日に指定管理者モニタリングマニュアルに基づき、第1回目の現地調査を実施したところ、運営状況や経営状況は良好であり、適切に業務は遂行されているところであります。今後とも、市民に対するサービスの質を落とさないように、指定管理者への監視・指導を徹底してまいる所存でございます。

次に、介護保険課所管について申し上げます。

上半期の主な事業等の状況ですが、まず、要介護認定事務について申し上げます。第1号被保険者の要支援も含めた要介護認定者数は、9月末現在で前年同期比3.3%増の5,777人となっており、全高齢者の17.7%を占めております。

次に、保険給付の状況について申し上げます。現時点で10月支払い分までの6カ月間が確定しており、総額50億2,279万円となるもので、前年同期と比較して4.8%の増となっております。このうち、居宅介護サービス費は18億5,279万6,000円で、前年同期比7%の増、地域密着型介護サービス費は9億5,833万4,000円で、前年同期比8.4%の増、施設介護サービス費は16億267万3,000円で、前年同期比0.4%の増となっております。

また、10月1日から、第1回第6期介護サービス拠点整備に係る運営事業者の公募を開始いたしました。在宅サービスの充実を図るため、地域密着型サービスの基盤を整備するもので、対象となるサービスは看護小規模多機能型居宅介護であり、坂井市丸岡町圏域、坂井市坂井町圏域に1カ所ずつを予定しています。募集期間は11月末までとなっております、平成28年度中の整備が要件となっております。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇開議の宣告◇

○議長（北島 登） 本日の出席議員数は18名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◇諸般の報告◇

○議長（北島 登） 諸般の報告を議会事務局長補佐より行います。

議会事務局長補佐。

○議会事務局長補佐（長谷川浩幸） 諸般の報告をいたします。

本定例会に連合長より提出されました案件は、議案4件であります。

本定例会の説明出席者は、連合長以下4名であります。

なお、本日の会議には代表監査委員が出席しております。

以上でございます。

◇会議録署名議員の指名◇

○議長（北島 登） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番、毛利純雄君、8番、佐藤寛治君の両名を指名します。

◇会期の決定◇

○議長（北島 登） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◇議案第17号から議案第20号の一括上程、提案理由の説明◇

○議長（北島 登） 日程第3、提案理由の説明に入ります。

日程第5から日程第8まで議案4件を一括議題とし、広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） ただいま上程されました議案第17号、平成26年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定から議案第20号、平成27年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）までの4議案について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第17号、平成26年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第19号、平成26年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定については、一般会計をはじめとする各会計の平成26年度歳入歳出決算を、監査委員による決算審査での意見を付して提出するもので、議会の認定をお願いするものであります。詳細につきましては事務局局長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第20号、平成27年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ615万6,000円を増額し、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ108億2,800万8,000円とするものであります。補正の内容は、坂井地区の地域包括ケアシステム構築に向けた高齢者の居住継続の視点から、高齢者の住まいのアセスメント調査を行うための基礎調査業務委託料を計上するものです。なお、財源には介護福祉推進基金を充てています。

以上、上程されました議案4件の提案理由を申し上げました。よろしくご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 山口事務局長。

○事務局長（山口 徹） それでは、私のほうから、議案第17号、平成26年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第19号、平成26年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3議案の概要について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第17号、平成26年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。議案書つづりの一般会計歳入歳出決算書をごらんください。1ページをお開き願います。1ページは平成26年度一般会計の歳入歳出決算であります。歳入2億3,109万9,225円、歳出2億2,788万4,376円、歳入歳出差引額は321万4,849円となったものです。

次に、14ページをお開き願います。14ページは一般会計の実質収支に関する調書であります。歳入歳出決算額及び差引額については、ただいまご説明申し上げたとおりであります。区分4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、区分5の実質収支は歳入歳出差引額と同額の321万5,000円となります。

次の15ページ、財産に関する調書につきましては、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第18号、平成26年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。介護保険特別会計歳入歳出決算書をごらんください。1ページをお開きください。1ページは平成26年度の介護保険特別会計への歳入歳出決算であります。歳入104億7,572万6,873円、歳出103億659万9,786円、歳入歳出差引額は1億6,912万7,087円となったものであります。

次に、21ページをお開きください。21ページは介護保険特別会計の実質収支に関する調書であります。歳入歳出決算額及び差引額につきましては、ただいまご説明申し上げたとおりであります。区分4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、区分5の実質収支は歳入歳出差引額と同額の1億6,912万7,000円となります。

次の22ページ、財産に関する調書につきましては、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第19号、平成26年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。代官山墓地特別会計歳入歳出決算書をごらんください。1ページをお開き願います。1ページは平成26年度代官山墓地特別会計への歳入歳出決算であります。歳

入749万4,437円、歳出525万2,824円、歳入歳出差引額は224万1,613円となったものであります。

次に、6ページをお開き願います。6ページは代官山墓地特別会計への実質収支に関する調書であります。歳入歳出決算額及び歳入歳出差引額につきましては、ただいまご説明申し上げたとおりでございます。区分4の翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、区分5の実質収支は歳入歳出差引額と同額の224万2,000円となります。

次の7ページ、財産に関する調書につきましては、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

以上、議案第17号から議案第19号までの概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（北島 登） 提案理由の説明は終わりました。

上程議案に関し、代表監査委員から、決算審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員、長谷部泰司君。

○代表監査委員（長谷部泰司） 議長のご指名をいただきましたので、監査委員を代表いたしまして、平成26年度坂井地区広域連合各会計決算審査の結果について報告いたします。

去る8月26日、広域連合事務所において、監査委員2名で平成26年度坂井地区広域連合各会計について決算審査を行いました。

坂井地区広域連合となって3年目を迎えた26年度、各種事業は順調に展開されました。また、介護保険事業においては、昨年度に引き続き、在宅医療連携拠点事業や地域ケア会議活動推進事業など、地域包括ケア体制の構築を目的とした各事業が実施されたところです。

こうした中、審査に当たっては、各課の施策及び予算執行が関係法規に準拠し、適正かつ効率的に処理されているかについて、関係証拠書類及び諸帳簿と符合し、詳細に審査いたしましたところ、適正かつ正確に処理されておりました。

それでは、決算の概要について申し上げます。

まず、一般会計の予算総額は2億3,050万3,000円で、決算額は、歳入2億3,109万9,000円、歳出2億2,788万4,000円で、形式収支は321万5,000円の黒字となっております。また、予算額に対する割合は、歳入で100.3%、歳出で98.9%となっております。

歳入の主なものとしては、構成市負担金2億368万2,000円、使用料及び手数料が1,971万4,000円等となっております。

次に、歳出の主なものとしては、人件費が6,249万5,000円で、議員、各種委員の報酬及び職員の給与等となっております。物件費は1億5,457万円で、代官山斎苑指定管理委託料やし尿処理維持管理運営委託料等となっております。補助費等は、構成市負担金の精算返還金などで463万3,000円を支出しております。

以上が一般会計収支決算の概要であります。代官山斎苑の指定管理委託料及びさかいクリーンセンターのし尿処理維持管理運営委託料については、消費税のアップや物価指数の上昇により委託料等の見直しを行ったが、両施設ともモニタリング等を実施しながら、今後も厳しいチェック

をお願いしたい。また、各業務についても、さらなる効率化に努められるよう期待するものであります。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。予算総額は106億4,744万8,000円で、決算額は、歳入104億7,572万7,000円、歳出103億660万円で、形式収支は1億6,912万7,000円の黒字となっております。また、予算額に対する割合は、歳入で98.4%、歳出で96.8%となっております。

歳入の主なものとしては、自主財源においては、第1号被保険者に係る介護保険料21億3,432万円、構成市負担金14億7,829万3,000円等となっております。依存財源においては、国庫支出金23億2,146万1,000円、支払基金交付金28億1,648万3,000円、県支出金14億5,907万9,000円となっております。なお、介護保険料の未収額は6,475万1,000円となっており、今後とも収納率の向上になお一層の尽力を期待するものであります。

一方、歳出の主なものとしては、保険給付費が96億1,242万2,000円で、支出総額の93.3%を占めております。内訳の主なものとしては、居宅介護サービス給付費34億6,046万2,000円、施設介護サービス給付費31億6,956万8,000円等となっております。総務費は1億8,822万7,000円で、内訳の主なものとしては、総務管理費1億2,804万円、賦課徴収費1,131万7,000円、介護認定審査会費4,402万6,000円等となっております。地域支援事業費は2億9,790万円で、構成市への委託料となっております。基金積立金としては、介護保険財政調整基金に9,476万円、介護福祉推進基金に1,251万円9,000円を積み立てております。諸支出金は1億77万2,000円で、25年度介護保険給付費等の精算による国、県、支払基金及び構成市への返還金等となっております。

以上、介護保険特別会計収支決算についての概略であります。今年度も給付費が増加の一途をたどっております。これまでの事業効果等を十分に検証し、より適正な介護保険事業を推進されることを期待するものであります。

次に、代官山墓地特別会計について申し上げます。予算総額は533万9,000円で、決算額は、歳入749万5,000円、歳出525万3,000円で、形式収支は224万2,000円の黒字となっております。また、予算額に対する割合は、歳入で140.4%、歳出で98.4%となっております。歳入の主なものとしては、墓地使用料及び維持費431万5,000円、墓地基金利子3,000円、繰越金317万7,000円となっております。歳出の主なものとしては、物件費が207万3,000円で、指定管理委託料205万7,000円等となっております。積立金は318万円で、墓地基金であります。

以上が代官山墓地特別会計収支決算についての概略であります。代官山墓地については、今後とも効率的な維持管理を行うとともに、指定管理者に対して的確な指導管理に努められるようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、決算審査意見書を提出しておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

以上、概略的ではありますが、決算審査の報告とさせていただきます。

平成27年11月6日、代表監査委員、長谷部泰司。

○議長（北島 登） 代表監査委員の退席を許可します。大変ご苦勞さまでした。

◇一般質問◇

○議長（北島 登） 日程第4、これより一般質問を行います。

一般質問は、15番、畑野麻美子君の一般質問を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 15番、畑野麻美子です。通告に従いまして一般質問を行います。

2015年4月1日より、ついに改定された介護報酬が適用となり、介護サービスを利用する要介護者や介護事業者など、さまざまところで大きな影響が出ています。介護保険の広域連合としては、全て国の仕組みの中でのことと言ってしまうと、住民のサービスにはマイナスになりかねません。今、介護現場はどのような状況になっているのかの現状把握をどこまでしているのでしょうか。人材不足が言われています。どこの施設が何人の人材不足になっているのか、虐待はないか、介護職の処遇や事業者の経営状況はどうなのかなど、介護報酬引き下げからなる現状の具体的な実態についての報告を求めます。また、それらの課題について、今後、広域連合として、安心できる介護制度を充実させるための前向きな取り組みを求めます。

以上、一般質問とします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 畑野議員のご質問にお答えします。

議員ご承知のように、高齢化の進展に伴い、要支援・要介護者は増加し、高齢者単身や高齢者夫婦のみ世帯が増加しています。そのような中、医療や介護の支え手となる介護現場の負担はますます増大しており、事業所の抱える課題は、介護人材の量と質の確保、労働環境や処遇改善、虐待問題、経営など、多岐にわたっております。

特に、議員ご指摘のように、介護現場での人材不足は深刻で、事業所の休止や廃止の届け出の理由をお聞きしますと、人材不足により指定事業所としての人員基準を満たせなくなったことが背景となっていることが多いようです。

こうした介護現場の現状については、介護報酬の引き下げにより非常に厳しいとの声はお聞きしておりますが、保険者である広域連合としましては、今申し上げていることは別として、職員の処遇や経営状況に直接関与し、把握できる立場にはございません。しかしながら、こうした介護現場の疲弊が提供するサービスの質や量の低下につながらないように、次のようなことに取り組んでいます。

まず、県においては、介護保険事業支援計画の中で、「社会を支える介護人材の確保」として、事業所の人材確保や育成への支援、給与水準の向上や処遇改善加算の適切な活用への助言・指導

などを重点項目として挙げています。このことにより、県及び広域連合では、定期的に事業所への実地指導を実施し、事業所の人員体制、業務上の問題点や課題、虐待の有無などの把握に努め、適宜、助言や指導を行っています。

具体的には、定期的に年2回、2カ所程度、また随時、これらの視点で事業所への実地指導に当たり、必要があれば、県や市の地域包括支援センターと連携して問題の解決に当たるなど、積極的に取り組んで事業所を支援しています。

また、介護報酬引き下げと同時に行われた介護職員処遇改善加算については、今年度の制度改正でより厚くなりましたが、これにつきましても、各事業所からの届け出を受理し、実績報告を受けて確認をしているところでもあります。

今後も引き続き、坂井地区内の介護保険事業者から成るネットワークさかいなどから現場の情報を得るとともに、関係機関との連携をさらに深め、坂井地区の介護現場がより充実したサービスを提供していけるよう、持続可能な介護保険の運営確保に努めてまいりたいと存じますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 連合長の答弁でも、介護報酬の引き下げ等により現場は厳しい状況になっているというご報告がありました。また、県のほうでもこれに対する対策を打っている、また広域連合でも実地に指導を行っているということでしたけれども、具体的に質問したいと思います。

介護事業所が休止・廃止になったところ、人材不足からという答弁でしたけれども、具体的に坂井地区内ではどのような施設が上げられているのか、それがわかっているのでしたら説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 萬道事務局次長。

○事務局次長（萬道浩子） 廃止・休止の事業所の数を把握されていますかというご質問ですが、まず、人材不足や利用者の減少により廃止届や休止届が提出されている事業所数について、調べてみましたのでお答えします。

平成26年度において、県が指定する事業所で廃止された事業所は48件、うち坂井地区では2件です。広域連合が指定する事業所については、廃止届はございませんでした。また、休止については、県が指定する事業所で休止された事業所は県内で14件、うち坂井地区はありませんでした。広域連合指定の事業所については1件ございました。

続きまして、平成27年度は11月1日現在で、県が指定する事業所で廃止されました事業所は14件、そのうち坂井地区は3件です。広域連合が指定する事業所については2件となっております。また、休止については、県の指定する事業所が県内で20件、うち坂井地区は7件でした。広域連合が指定する事業所については1件となっております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） もう少し詳しく説明がお聞きできたらうれしいなと思うんですけども、いかがでしょう。また、人材不足と言いますがけれども、具体的にどのような状況になっているのかも説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 萬道事務局次長。

○事務局次長（萬道浩子） 具体的にというのは、事業所名ということでしょうか。

26年度に廃止されました事業所としましては、坂井市坂井町の事業所、介護予防事業所と通所介護事業所を兼ねておりますので、1件ですけれども2件とカウントされております。休止については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が休止となっております。あわら市の事業所です。

27年度に廃止されておりますのが、坂井市丸岡町の介護予防、そして訪問介護の事業所、居宅介護の事業所、1つの事業所がこの3つを兼ねておりますので、3件というカウントになっております。そして、もう1件が春江町の認知症対応型通所介護、これも介護予防を兼ねておりますので、2件というカウントになっております。

休止の事業所ですが、あわら市のデイサービスの通所介護事業所、そして介護予防の事業所、それが2件、そして同じくあわら市で介護予防及び訪問介護の事業所、そして同じくあわら市で介護予防・通所介護の事業所、同じくあわら市で居宅介護支援事業所、今ほどの3つは同じ系列で、全てケアマネジャーさんがやめられたことにより続けられなくなったということです。

主な人員不足の原因をお聞きしますと、今のケアマネジャーさんがやめられた及び看護師さんが足りなくなった、また、やっぱり介護福祉士の方がやめられたとかいう理由が多いとお聞きしております。やめる理由としては、賃金もありますけれども、やはり土日が欲しいとか人間関係でやめられたということです。

休止になっているのにもう1つ、坂井市三国町の小規模多機能型居宅介護も1カ所休止となっております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） やはり人員不足、ケアマネジャーさんがいないこと、そういうこともほんとうに厳しい状況になっているということがわかりました。施設などの整備についてですけれども、介護保険制度ができたころにつくった施設はある程度、経営上も余裕があるけれども、

最近つくられた施設は大変厳しい状況になっているという声もお聞きしました。

それと、高齢者の負担が高額になる施設が増えていると。それは、サ高住、サービスつき高齢者住宅、それなどは、ほんとうに今、高いのであまり人気がないということも聞きましたし、サ高住は介護度がついていないとなかなか入れないということなども聞いていて、施設側のほうも厳しい状態であるからこそ、そういうふうな状況になっているのかなというふうに思いました。

それと、坂井地区の事業所の人材不足はもうほんとうに、ほかの事業所に聞きますと、何人足りないということがあって、資格を持っていなくてもいいから欲しい。でも、定年でやめたような人は要らないとか、30代、40代が欲しいという声も聞いています。人材が不足すると、ほんとうに利用者さんは、爪なんか、伸びていても伸び放題とか、それから食事なんかも、もうほんとうに機械的、おむつがえも機械的ということも聞いていますけれども、そういうことは実地指導というところでは指導はされるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 萬道事務局次長。

○事務局次長（萬道浩子） 実地指導の中でそういったことを指導されているのかというご質問でございますが、実施指導では、就業規則等により賃金それから労働環境等を確認し、問題がある場合には改善するように指導しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 細かいことにはなりますけれども、ぜひそういう点を見ていただきたいなと思います。私のところに来た苦情では、介護職の方からの苦情では、ある施設では、ほんとうに洗剤の入っている水を飲ませてしまうくらい、食器を洗うのも人手不足で、簡単に洗って、まだ洗剤がついている、その食器で食事をさせるということも、ちょっと声を聞きました。ぜひとも厳しくチェックをしていただきたいというふうに要求をしておきます。

それで、今度は利用者さん側ですけれども、今年の8月から、一定収入のある人が利用者負担が1割から2割になりました。これについては、利用者全体の約何%の方が2割負担になったのか、わかっていれば説明をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 萬道事務局次長。

○事務局次長（萬道浩子） 1割から2割負担になった方の数ですけれども、9月末日で、今、全認定者が5,881人でございます。そのうち、2割の負担の方が345人、約5.9%の方が2割負担となっております。内訳というか、年代別としまして、80歳以上の認定者の方が全体の約83%を占めている、このことを私たちもそうなんだなというふうに認識したわけですが、

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 利用者の負担が2割負担になると、施設がその分もらってしまうのではないかと、そう利用者さんは思われているみたいですが、これは国からおりてくる介護報酬が引き下げられるだけであって、施設にとっては何ら収入になるわけではないので、この部分もやはり、これが結局、初めの第一歩で、だんだんと対象額が低くなる可能性があるように思いますので、今後、2割負担の人が多くならないように、一定収入の額も下げないような、そんなふうな姿勢が大事だと思いますので、そういう国の動向もしっかりと見ていていただきたいというふうに思います。

そして、次ですが、介護度が3以上の人が特養に入れるようになったわけですが、1、2の人の行き場がない、そういうふうな把握はされているのでしょうか。老健施設にという声もありましたけれども、老健施設は3カ月で出ていけなくちゃいけないので、そういう行き場のない人の状況をどのように把握されて、どう対応されようとしているのかをお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 萬道事務局次長。

○事務局次長（萬道浩子） 介護1・2の方の状況をどのように把握しているかというご質問ですが、実際こうだというふうには把握まではしておりませんが、介護1・2の方は通所で、そしてロングショートというんですか、お泊りをしていくような形で、もうほんとうに施設しかないと思われているような方はショートでつなぐみたいなお聞きしております。また、やはりそのために、これから在宅でいられる体制づくりということが求められているわけですし、各生活支援の面でも地域として取り組んでいかなければならないのじゃないかなと思いますが、これについては、現在、地域支援事業として構成市のほうで取り組んでいただいているところもあるかと思しますので、広域連合といたしましても、地域支援事業の委託元として、両市と適宜、協議の場を持ちながら、しっかりと一緒に取り組んでまいりたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 利用者さんにとって、要介護の人にとって、なかなか厳しい面があるので、ぜひその辺はしっかりと見ていてあげてほしいと思います。

介護施設のほうによれば、介護度が低いときに入ってきてくれたほうが、いろんな訓練もできて、回復というか、自分で食べられるようになったりとか、そういうことができるようになるけれども、3で入ってきてしまうと、あとは回復なんかは考えられなくて、亡くなっていくのを待つだけみたいな、そういうふうな寂しい状況になってしまうということもお聞きしました。

それと、介護の施設なんですけど、4人部屋の特養の居住費が4倍になって、月1万5,000

円になったということで、払えなくなったという声も聞いています。また、介護報酬引き下げによる減額分を、介護サービスの利用料金というのではなくて、施設の利用料金に上乗せをするところが出てきていると聞きました。例えば、食費やおやつ代や電気代などを今までの利用料金に上乗せをして、その報酬の引き下げ分、減額分に充てるといこともお聞きしました。そうしないとやっていけないと言われましたけれども、でも、この上乗せするについては、施設を整備するときにそういう届け出は出さないといけないというふうに聞いています。届け出を出していないところはそういうことができないというふうに聞いていますけれども、そういう状況については、何か申請の変更届とかは出ているのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 萬道事務局次長。

○事務局次長（萬道浩子） 事業所からのそういった内容の変更届は、随時、その都度、出ております。今ほどおっしゃいましたように、利用者様の自費というか、介護保険が及ばないところの負担の増ですけれども、それほどたくさん、微増ではありますけれども、毎日のことになると、1カ月の金額が少し、1万5,000円かどうかはわかりませんが、増えているだろうなというのは想像できるところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 介護報酬が引き下げられたことによって利用料金が下がったとなりますけれども、結局、施設としては上乗せをしていく、そういう状況が見られて、利用者さんにとっても負担が大きくなるということもやはり把握しておくべきだと思います。施設側の人と話しますと、やはりお金を持っていない人は入ってほしくないというふうな声を聞きますので、何か厳しいなど、もう入れる人は決まっているというふうに感じました。

そこで、提案なんですけれども、介護職員が足りないということには、やはりイメージが悪い、きついとか汚いというイメージが悪いので、福井市などでは、それをクリアするために介護職フェアというのをやって、中学生、高校生の子供たちも含め、大人も含めまして、介護職フェアというのをやっているそうです。これは、聞きますと、自分の子供が介護職につきたい、専門学校に行きたいと言っても、そんな仕事はやめておきなさいと、親の声もあるみたいですね。そんな、きついし、お金は安いし、そんなことはやめておきなさいと言われると言っていました。そういうことも含めまして、もう少し介護職の理解度を含めて、もう少しレベルアップ、介護職の地位もレベルアップするような、そういうことに取り組んではどうかとは思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 萬道事務局次長。

○事務局次長（萬道浩子） 議員がおっしゃいますように、介護職のイメージを明るいものにしていく取り組みとして、今おっしゃったような介護フェアや、子供たちの体験学習、そういうことについては、よい取り組みになると思います。単発の事業ではなく、繰り返しそういった活動を続けることによって、少しずつ介護職のイメージが明るいものになるという効果を期待できたらと考えます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。いろんな団体を巻き込んで、介護職フェアというのをやっていただきたいということを要求しておきます。

それともう1つですけれども、これは広域連合が委託をしていますけれども、介護サポーターという方たちがいらっしゃいます。その人たちの活用をもっとすべきではないかなというふうに思います。

この介護サポーターさんは、在宅でないといけないんですね。在宅をしているところでないといけなくて、1時間しかだめという制限があります。それを外して、施設にも介護サポーターとして話し相手になっていたり、あるいは食事のお世話をしたりとか、そういうところまで幅を広げますと、人材不足のところを少しフォローできる。それについても、やはり、今、1時間400円ですけど、もう少しアップして、または交通費ぐらいは出るくらいにする、そういうふうな方向で、人材不足のところを少しフォローできるのではないかと考えますけど、いかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 萬道事務局次長。

○事務局次長（萬道浩子） 介護サポーターについてですが、介護サポーターは、現在、両市の社会福祉協議会のほうが中心となって研修会などを開催し、取り組んでおられると思います。また、これを有効に活用するために、ボランティアをなさる方とサービスを希望される方のマッチングをコーディネートすることが一番大変だというふうにお聞きしております。介護サポーターの支援事業も、現在、地域支援事業として、先ほど申し上げましたように、構成市のほうに委託しておりますが、現在、主体的に取り組んでいただいておりますが、保険者の広域連合といたしましても、委託元として、一緒にこういったことを両市と考えて取り組んでいこうと考えます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 施設側、そして利用者側、そして介護職の人たちがほんとうにこの施設で、高齢者と向き合っ仕事ができるように、真剣に前向きな取り組みをやっていただきたいというふうに、国の制度でなかなか思うようにならないところはありますけども、それを言っいても、それはまた国へ連合長から伝えていただきたいと思いますので、広域連合、それから構成市とも力を合わせて、前向きな取り組みをぜひやっていっていただきたいということを要求して一般質問を終わります。

○議長（北島 登） 以上で一般質問を終結します。

◇議案第17号から議案第20号の質疑、討論、採決◇

○議長（北島 登） 日程第5、議案第17号、平成26年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北島 登） 起立全員です。したがって、議案第17号については原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（北島 登） 日程第6、議案第18号、平成26年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北島 登） 起立全員です。したがって、議案第18号については原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（北島 登） 日程第7、議案第19号、平成26年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北島 登） 起立全員です。したがって、議案第19号については原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（北島 登） 日程第8、議案第20号、平成27年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北島 登） 起立全員です。したがって、議案第20号については原案のとおり可決されました。

◇議員派遣の件◇

○議長（北島 登） 日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 異議なしと認めます。よって、資料のとおり派遣することに決定しました。

◇閉議の宣告◇

○議長（北島 登） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて会議を閉じます。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○議長（北島 登） 広域連合長より発言の申し出がありますので、この際、これを許可します。

広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、定例会にご出席をいただきましてありがとうございました。

また、提案をいたしました平成26年度の各会計決算、また本年度の補正第2号につきまして、それぞれお認めいただきまして、感謝を申し上げます。

本定例会を通じましてご指摘のありました点は、今後の連合運営に十分に生かしてまいりたいと思っております。

さて、大分涼しくなってきましたし、これから年末に向けて、議員各位も何かとお忙しいと思います。どうかご健康には十分ご留意をされて、ご活躍されますようお願い申し上げます。

て、閉会に当たってのお礼のご挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

◇閉会の宣告◇

○議長（北島 登） 本日は、全協そして本会議と、ほんとうにありがとうございます。また、16日からは議会の研修を予定しております。皆様、大変お忙しいところではございますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

これをもって第52回坂井地区広域連合議会定例会を閉会します。

〔一同起立・礼〕

午後4時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員